

答申個第17号

平成26年10月9日

京都市長様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会長 佐伯 彰洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成25年11月25日付け南福護第1059号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

保護台帳の個人情報開示決定についての異議申立てに対する決定（諮問個第21号）

## 1 審査会の結論

実施機関が行った個人情報開示決定は妥当である。

## 2 異議申立ての経過

- (1) 異議申立人は、平成25年8月20日に、実施機関に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、「京都市生活保護法等施行細則第3条第1項第2号に規定する保護台帳」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に係る個人情報として、「保護台帳（京都市生活保護法等施行細則第3条第1項第2号）」（以下「本件公文書」という。）を特定したうえ、個人情報開示決定（以下「本件処分」という。）をし、平成25年9月3日付けで、その旨を異議申立人に通知した。
- (3) 異議申立人は、平成25年11月1日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、本件処分の取消しを求める異議申立てを行った。

## 3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

## 4 実施機関の主張

本件公文書の開示決定については、答申個第12号において審議済みであることから、実施機関に理由説明書の提出を求めているが、答申個第12号に係る理由説明書及び審査会での職員の説明によると、実施機関の主張は次のとおりである。

### (1) 生活保護事務について

生活保護事務は、生活保護法（以下「法」という。）に基づき、「生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的」（法第1条）として実施される。

保護は、「利用しうる資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われ」（法第4条第1項）、また、「厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行う」（法第8条第1項）とされている。

したがって、生活保護事務の実施においては、要保護者の需要及びその資産・収入を正確に把握することが必要である。このため、要保護者の自主的な申告に加え、資産及び収入の状況につき、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは書類の提供を求め、調査を囑託し、又は銀行、信託会社、…雇主その他の関係人といった要保護者以外の第三者に対して調査を行う（法第29条第1項）ことが欠かせない。

また、「自立の助長」（その人らしく自己決定し、社会に適応することの支援）という法の目的を達成するためには、医療機関をはじめとした関係機関から、要保護者の身体状況等に係る情報を得ることが欠かせない。これらの情報は、（働いて収入を得る）能力や身体的・社会的な自立の可能性を客観的に評価し、「被保護者に対して、生活の維持、向上、その他保護の目的達成に必要な指導又は指示」（法第27条第1項）を適切に行うに当たっての基礎資料となるものである。

(2) 本件公文書について

ア 本件公文書は、京都市生活保護法等施行細則第3条第1項第2号に規定する保護台帳である。様式変更に伴い、書換えを行った場合は、書換え以前のものを含めて、保護台帳として保管、管理している。具体的には、本件公文書は5枚の文書で構成されているが、書き換え前の台帳表紙を一番後ろに付け、書換えを行った文書が表紙を含む1枚目から2枚目であり、以下3枚目から4枚目まで、異議申立人が保護を受給して以後の記録を残している。

イ 本件公文書については、異議申立人が申立て理由として「保護台帳について、平成21年6月以後のケースワーカー2名によるものを主体としており、それ以前のケースワーカー3名によるものについて一部欠いている」と主張しているが、本件公文書の個人情報開示決定において、上記アに基づき、異議申立人が一部欠いていると主張する書換え以前の保護台帳を含めて本件処分を決定しており、瑕疵は存在しない。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 異議申立人の主張

異議申立書及び意見書によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 実施機関は、保護台帳について、ケースワーカー2名によるものを主体としており、それ以前のケースワーカー4名によるものについて一部欠いて開示している。

したがって、実施機関が異議申立人に対して行った決定について手続上の瑕疵が存在するので取消しを免れない。

(2) 1枚目の裏側の「保護費等の例外的取扱い状況」について記載がなく、「保護費等の例外

的取扱い状況」について5枚目並びに3及び4枚目にも存在しないので、開示に瑕疵が存在する。

- (3) 「処遇方針等の状況」を点検するあたり、「最低年1回は内容を点検すること」としているが、異議申立人に係る保護開始（平成15年9月1日）から保護廃止（平成23年8月1日）に至るまで約8年間において、異議申立人に係る「処遇方針等の状況」が4回分しか存在しないので開示に瑕疵が存在する。

## 6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

### (1) 本件公文書について

本件公文書は、異議申立人に係る京都市生活保護法等施行細則第3条第1項第2号に規定する保護台帳である。

異議申立人は、既に一度、本件公文書の個人情報開示決定に対して、平成24年12月4日付けで異議申立てを行い、当審査会は実施機関の諮問を受け、平成25年8月14日付けで個人情報開示決定は妥当であるとの答申（答申個第12号）を行っている。

- (2) 当審査会としては、本件処分に係る異議申立人の主張を検討したが、上記答申個第12号において個人情報開示決定が妥当であるとした判断に変更を加える特段の理由はないと判断する。

- (3) なお、当審査会は、異議申立人が口頭意見陳述を希望したためその機会を3回設けたが、いずれも直前に異議申立人から口頭意見陳述期日変更の申立書が提出され、異議申立人は出席しなかった。当審査会は、本件異議申立てについては、異議申立人の口頭による意見の聴取を行わなくても結論に到達できるため、口頭意見陳述の必要性はないと判断した。

- (4) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## (参 考)

### 1 審議の経過

平成25年	1月25日	諮問（諮問個第21号）
	12月25日	異議申立人からの意見書の提出
平成26年	2月12日	審議（平成25年度第8回会議）
	9月8日	審議（平成26年度第4回会議）
	10月9日	審議（平成26年度第5回会議）

※ 本件処分については、同じ公文書に係る異議申立て案件に係る答申個第12号の審議において処分の理由の説明を受けていることから、京都市情報公開・個人情報保護審査会運営要領第5条第2項第1号の規定に該当するため、実施機関に対し、理由説明書の提出を求めなかった。

- 2 本件諮問について調査及び審議を行った部会  
第1部会（部会長 佐伯 彰洋）